

第 1 章

平常時における取組



第1章 平常時における取組

1 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所とは

災害時に特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所である。一部の公共施設のほか、調布市と協定を結んだ社会福祉施設等が指定されている。

(2) 対象となる人

要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や病弱者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする人（以下「要配慮者」という）で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者（家族も含む）を対象とする。

介護認定を受けている者又は被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応する。

(3) 対象者の所在把握等

調布市は、災害時において対象者を速やかに選定し、福祉避難所へ移送できるように、平常時から調布市避難行動要支援者名簿の情報により、対象者の現況等を把握する。

特に、人工呼吸器や酸素供給装置等を在宅で使用している難病患者及び人工透析患者など、病院や専門施設への緊急一時入所が必要な者の所在把握に努める。

(4) 福祉避難所の開設時期等

ア 地震時

避難所に避難したものの、避難所での生活が著しく困難な人について、本人の状態や避難生活の状況、福祉避難所の受け入れ可能な人数などを踏まえ、災害発生後3日目を目途に、調布市災害対策本部の要請のもと、災害対策福祉健康部福祉班において、福祉避難所の開設を行う。開設期間は、原則として災害発生の日から最大7日以内とする。

イ 風水害時

避難所での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者の避難場所として、一部の公共施設を福祉避難所として開設する。開設期間は、原則として災害発生の日から最大3日以内とする。

2 福祉避難所の対象となる人の把握

※資料集 福祉避難所の対象者及び施設を参照

(1) 福祉避難所の対象となる人の概数の把握

福祉避難所の指定・整備数を検討するため、対象者別に概数を把握する。

(2) 福祉避難所の対象となる人の現況等把握

ア 避難行動要支援者管理システムによる把握

イ 災害時要配慮者避難支援プランによる協定締結地域団体による把握

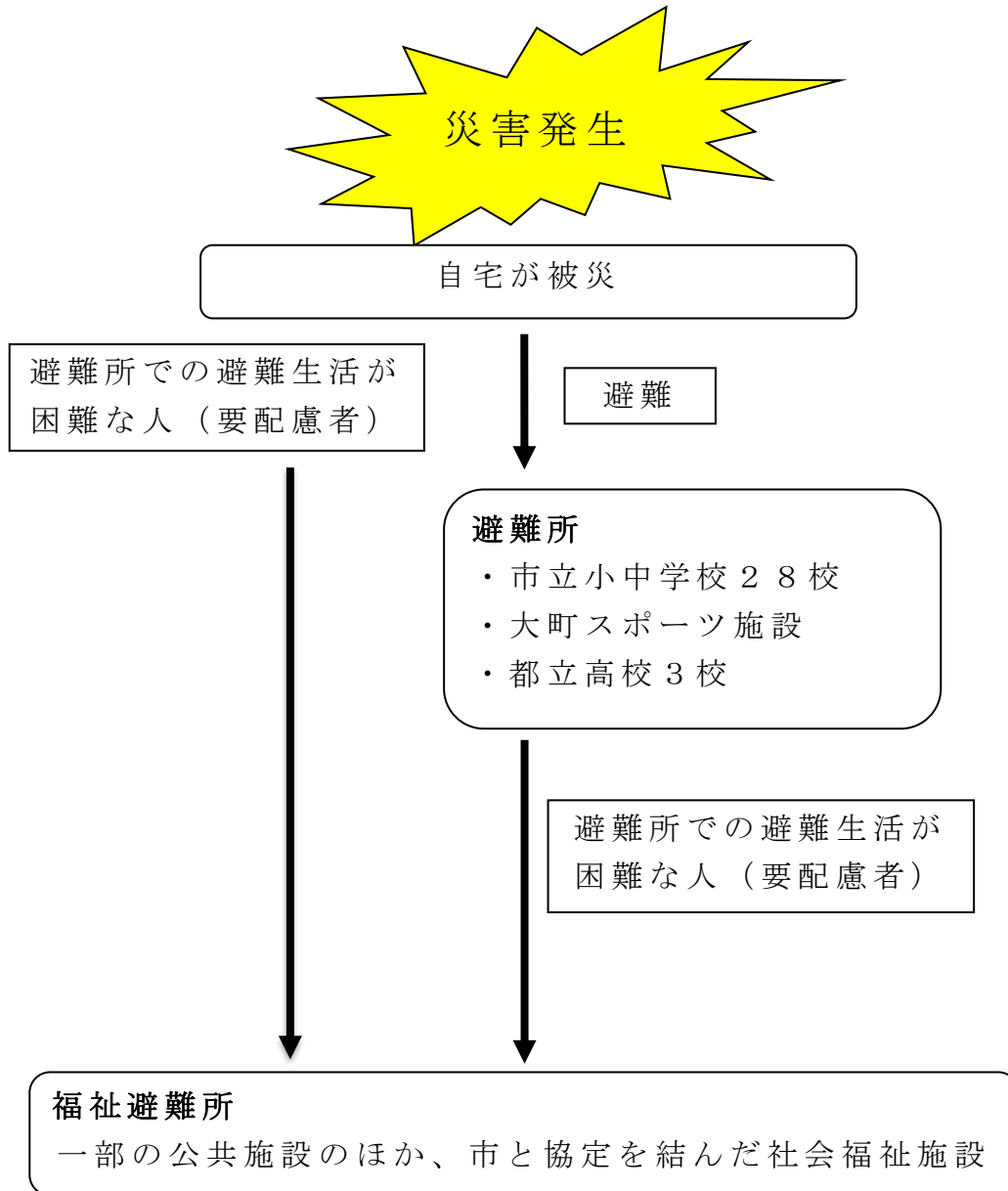
(3) 避難の流れについて

次ページにフロー図を示す。

(4) 対象者と施設

対象者	施設
乳幼児・妊産婦	白百合女子大学、子ども家庭支援センターすこやか等
高齢者	地域福祉センター、深大寺憩の家、協定先高齢者施設等
障害者	知的障害者施設、協定先障害者施設等

★福祉避難所への避難の流れ（自宅の安全が確保された人は、自宅避難）



3 福祉避難所の役割の周知

調布市は、災害発生時に避難行動要支援者の支援をスムーズに行うためにも、福祉避難所について、福祉避難所の意義・役割や開設、更には対象者についてあらゆる媒体を活用し、広く市民に周知する。

パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、SPコードやイラストを用いたり、文字を大きくしたりするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫する。

福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保される場所であることを周知徹底する。

4 福祉避難所の整備

調布市は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行う。

(内閣府[防災担当]が示す「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づく)

区分	詳細
施設自体の安全性	<ul style="list-style-type: none">・耐震、耐火構造の建築物であること【地震】・土砂災害警戒区域外にあること【土砂災害】・浸水想定区域に入っていない又は浸水した場合であっても一定期間要配慮者の避難生活のための空間を確保できること【水害】
施設内における安全性	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー化されていること(段差解消、スロープや手すり、障害者用トイレの設置等)・冷暖房設備が設置されていること
避難スペース	<ul style="list-style-type: none">・避難者用スペースが確保されていること (一人当たり2～4㎡)
情報関連機器	<ul style="list-style-type: none">・ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ等

5 物資・資器材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・資器材の確保

調布市は、福祉避難所における必要な物資・資器材の確保を図る。また、災害時において必要とする物資・資器材を速やかに確保できるよう、物資・資器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

◆物資については、避難所の備蓄品及び広域輸送基地（立川地域防災センター等）から調布市内の地域内輸送拠点へ輸送された物資を活用する。

(2) 人材の確保

福祉避難所における災害時要配慮者の日常生活活動のニーズは、調布市職員が聞き取りをし、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、ヘルパーなどの有資格者を確保できるよう検討していく。支援の要請先リストを整備する。

また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

(3) 移送手段の確保

避難所から福祉避難所への移送に関しては、調布市及び地域の避難所運営者、避難者等の支援によるものとし、福祉車両、民間救急車両の手配も含め、避難行動要支援者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう努める（災害時優先車両の活用）。リヤカーや担架の活用なども検討しておく。

また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。

6 社会福祉施設、医療機関の施設管理者等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

専門的人材の確保や資器材等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設、調布市医師会及び医療機関等の協力が必要となることから、調布市は、様々な機会を通じて平常時から連携を図る。

(2) 緊急入所等への対応

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、調布市は、緊急入所等が可能な施設を把握し、整理するとともに、社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図る。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、調布市は、平常時から調布市医師会、医療機関及び関係団体との連携を図る。

7 福祉避難所の運営体制の事前準備

(1) 避難行動要支援者支援班の設置

調布市地域防災計画では、避難行動要支援者の安否確認、要配慮者の把握、福祉避難所の設置など、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に行うために、福祉健康部内に避難行動要支援者支援班を設置することとしている。

(2) 生活必需品等の確保

福祉避難所において、必要な生活必需品等の物資は、避難行動要支援者の特性から幅の広いものとなるが、ニーズに合わせて対応する。

マスク、体温計、消毒液などの衛生用品は、優先的に準備する。

また、ベッドや車いすなどの福祉機器を福祉避難所に供給してもらえよう、事業者との連携（協定締結）を図る。

(3) 人材の配置体制

福祉避難所の人材については、調布市担当職員の配置、専門的人材や一般ボランティアの確保・配置を行う。調布市は、この体制を円滑に整備できるように、平常時から福祉避難所の管理者をはじめとした関係機関との連携強化を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための環境整備

福祉避難所を開設する場合には、当該施設の利用者への感染防止を徹底し、施設利用者やその家族が安心できる状態で開設する必要がある。そのため、福祉避難所の受け入れ時の対応について、次の項目に関して事前に施設管理者と検討し調整を図る。

ア 避難所のレイアウト（ゾーニング）等の検討

イ 居住スペースのレイアウトの検討

ウ 感染症対策物資の確保

エ 避難者の健康管理

オ 発熱者等のための専用スペースの確保

施設内に専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合、濃厚接触者等の専用避難所を別途開設することを検討する。

カ 避難者が感染症を発症した場合の対応

キ 避難所閉鎖後の対応

8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練、研修等の実施

調布市は、総合防災訓練において災害時を想定した避難所及び福祉避難所の設置・運営訓練を実施し、訓練を通じて明らかになった問題・課題を訓練終了後に整理し、その結果をマニュアルの改訂や次回訓練に活用する。

必要に応じて、図上訓練や避難行動要支援者を支援する地域組織との安否確認訓練などを計画・実施する必要がある。

(2) 普及啓発

調布市は、災害時において円滑に避難所及び福祉避難所が設置・運営できるよう、平常時から避難行動要支援者やその家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に、福祉避難所に関する情報を周知し、避難行動要支援者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識の啓発に努める。

特に、要配慮者及びその家族、地域ぐるみの支援体制を構築する自治会、地区協議会、自主防災組織、消防団などの地域防災の中心団体や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などへの周知徹底を図る。